

【お知らせ：意見募集は終了しました】

「情報流通プラットフォーム対処法関係ガイドライン」等の一部改訂案に関する意見募集

インターネット関連（プロバイダーなど）団体や著作権関連、商標権関連等で構成する情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会は、本日から令和7年4月30日までの間、「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」、「著作権関係ガイドライン」、「商標権関係ガイドライン」及び「発信者情報開示関係ガイドライン」の一部改訂について、広く皆様の御意見をいただきたく、意見募集を行うことといたしました。

1. 改訂概要

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が改正され、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」としてこの4月1日に施行されました。

改正法の施行にあわせて、総務省から「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」等も施行されておりますが、当協議会ではこれらの施行をふまえ、4つのガイドラインの見直しを行い、この度、改訂案を策定しました。

（主な改訂内容は、以下のとおりです。）

各ガイドラインとも改正法の名称及び定義規定に即して見直しを行った。

大規模プラットフォーム事業者の義務など追記した。

ア. 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン

改正法の迅速化規律（法23条～25条）の一部については、権利侵害が発生する蓋然性の高さや被害の深刻度合いに応じて、規模にかかわらず体制整備をすることが必要とした。

違法なプライバシー侵害の例として、全国の同和地区の地域一覧の公開（識別情報の摘示行為）について、削除等の請求を認容した裁判例（東京地裁令和3年9月27日等）を紹介。

また、申立受付の方法をデジタル方式も考慮することを前提として見直した。

イ. 著作権関係ガイドライン

ガイドラインの趣旨として、令和6年改正に関する文言を追記した。

ウ. 商標権関係ガイドライン

ガイドラインの目的を修正、また初版制定から長年経過しており、現状に合わせた修正等を行った。

エ. 発信者情報開示関係ガイドライン

侵害関連通信に関する最高裁判例の紹介を追加など。

※ 具体的な改訂案は、下記のアからエまでを御覧ください。

2. 意見募集要領

いただいた御意見を踏まえ、速やかに4つのガイドライン等の改訂を行う予定です。

3. 意見提出方法

住所、氏名、所属団体名又は会社名を明記の上、必ず日本語にて、以下のいずれかの方法によりご提出ください。

①電子メールの場合

電子メールアドレス： public_comment_アットマーク_tesasa.or.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_アットマーク_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

②FAXの場合

FAX：03-5644-7646

一般社団法人テレコムサービス協会内 事務局 意見募集係 宛

4. 意見提出期限：2025（令和 7）年 4 月 30 日（水）必着

5. 意見提出上の注意

提出された御意見は、情報流通プラットフォーム対処法関連情報 Web サイトに掲載する予定です。御意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

御意見・理由は、1,000 文字以内とし、これを超える場合は要約文も合わせて提出してください。

また、御記入いただいた氏名（法人名及び連絡担当者名）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

電子メールで提出する場合は、「【意見提出様式】（提出者名：ガイドライン名）」（テキストファイル及びマイクロソフト社 Word ファイルに限ります）を使用するか、メール本文に直接、対象ガイドライン名、該当ページ、該当箇所及び意見・理由を書き込んでくださいますようお願いいたします。

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 5MB となっています。

（問合せ先）

一般社団法人テレコムサービス協会内

情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会 事務局

メール： public_comment_アットマーク_telesa.or.jp

※ 迷惑メール対策のため、「@」を「_アットマーク_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

TEL：03-5644-7500（平日 9 時から 17 時まで）